

vol.6 JAN.2020

NEWS LETTER

written by 弁護士法人大賀綜合法律事務所 宇部オフィス
COO 弘 藤 智 基



Monthly
THEME

保釈とは何か

1 はじめに

最近、カルロス・ゴーン氏の話題が世間を賑わせているので、今月のニュースレターでは保釈という制度はどういう制度なのかということについて、ざっくりとお伝えします。

2 人はなぜ逮捕・勾留されるのか

そもそも、人はなぜ、逮捕されるのでしょうか。これは逮捕の目的は何かという問題ですが、次のように説明されています。

- ① 対象者が何等かの罪を犯したと疑われる場合であって
 - ② 対象者に罪証隠滅のおそれがある or 対象者に逃亡のおそれがある場合に
- 逮捕・勾留が認められる。

カルロス・ゴーン氏もこの①、②の要件が認められるとして、一時期逮捕・勾留されていたことは皆さんもご存じのことかと思います。

ただ、逮捕・勾留という制度は（たとえ罪を犯したと疑われる者であっても）人の自由を奪うという意味で人権侵害そのものです。ですので、その期間は最大23日間に限定されています（もっとも、この期間に検察官により起訴されれば、勾留（身柄拘束状態）が継続することになってしまいます）。

3 保釈という制度

保釈という制度は、逮捕・勾留の後、起訴された場合に、勾留の効力を残しながらその執行を停止し、被告人の身柄拘束を解くものと説明されます。先に述べたとおり、逮捕・勾留には原則として期間制限がありますが、起訴されれば、その身柄拘束状態がそのまま継続されてしまいます。そこで、その状態を解除する制度として、保釈という制度が設けられているのです。

保釈は、基本的には上記②の罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがないと裁判官が判断した場合に認められます（細かくは色々要件がありますが、省略します）。罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがない時には身柄拘束を正当化する根拠がないことになりますので、当然といえば当然です。ただ、被告人が罪を認めていなかったり（いわゆる否認事件）すると、その一事をもって罪証隠滅のおそれや逃亡のおそれがあると判断され、保釈が認められなくなっているのが現実です。

4 終わりに

カルロス・ゴーン氏は被疑事実を否認していますが、弁護人の工夫により、様々な条件の下、何とか保釈が許可されました。今回の事態を経て、保釈の運用を含め、日本の刑事司法は見直しが求められていく可能性が高いのではないでしょうか。

[裏面へ](#)



弁護士法人
大賀綜合法律事務所

宇部オフィス

〒755-0043 宇部市相生町5番8号

TEL 0836-38-8030

FAX 0836-38-8031

最近の法律関連トピック

LEGAL TOPIX



- 特定違反歴ある高齢者、技能次第で免許更新認めず 試案

朝日新聞 2019年12月19日

- 妊婦加算の廃止提案 別の仕組み新設へ 厚労省、来春から

産経新聞 2019年12月20日

- 労災認定、副業時間も合算 労政審合意、通常国会に改正案

中日新聞 2019年12月23日

- 養育費 16年ぶり増額 最高裁、基準見直し「数年ごとの変更必要」と識者

産経新聞 2019年12月23日

- 未払い賃金請求期間、当面3年に 厚労省

日本経済新聞 2019年12月24日

- ダウンロード規制で線引き 文化庁、法改正へ方針決定

日本経済新聞 2020年1月7日

- 保釈中逃走 罰則も GPS検討 法改正、来月にも諮問

東京新聞 2020年1月7日

- 「70歳就業」来年4月から 雇用や起業支援、企業に努力義務

日本経済新聞 2020年1月9日

表面へ